

決算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 令和6年9月11日（水曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	吉 田 勉 君		
副 委 員 長	乳 井 徹 公 君		
委 員	坂 本 豊 君	久 慈 省 悟 君	
	川 崎 憲 二 君	柿 崎 裕 二 君	
	森 弘 美 君	小 鹿 重 一 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	小 松 生 佳 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	稲 葉 正 明 君
税 務 課 長	吉 田 聡 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久 美 子 君
教 育 課 長	八 木 澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高 田 一 憲 君
建 設 課 長	高 田 徹 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

中 川 孝 治 君

議 会 事 務 局 次 長

蒔 田 千 草 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第44号 令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
2. 議案第45号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
3. 議案第46号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
4. 議案第47号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
5. 議案第48号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
6. 議案第49号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

---

○議事の経過概要

午前9時43分 開会

○吉田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第44号令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、27ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 21ページ、ここで石油貯蔵施設立地対策交付金というのがありますが、これについて質問をいたします。これは何のためのまず交付金なのか、最初に説明をお願いします。

○吉田委員長 総務課長。（「休憩お願いします」の声あり）

暫時休憩します。

午前9時45分 休憩

---

午前9時48分 再開

○吉田委員長 休憩を解きます。

総務課長。

○稲葉総務課長 石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉向上を図るための交付金で、公共用施設の整備の事業に要する経費に充てられております。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 今の答弁、ちょっと意味がよく理解できないのですけれども。これは沖館にある、石油貯蔵施設がありますけれども、ユニバースの向かいに、あそこがもし災害が起きて火災等が発生した場合に、近隣の市町村の消防もそこへ駆けつけて消火をするというふうに私は以前から理解していたわけです。それで、この交付金を使って各分団の可搬式ポンプも購入したというのを以前は聞いておりました。こういうことはないでしょうか。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 委員おっしゃられた沖館のあその石油貯蔵施設が火災になった場合に、うちのほうに、消防団に要請が来るかという意味なら、多分来ないのではないかと思います。うちのほうで要請というのは外ヶ浜地区と後潟という感じで、応援協定という形で火災の取組は駆けつけております。沖館までというのはちょっと私、ちょっとそこまではどうかなと思います。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 石油貯蔵施設立地対策交付金とあるので、この石油貯蔵施設というのはこの近くじゃないわけですよね。ですから、この交付金の、なぜ来るのかというのが、今の課長の答弁だとちょっと理解できないことになるので。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 申し訳ありません。石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉向上のために交付されている交付金であります。（「分かりました」の声あり）

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会総務費で28ページから46ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 33ページ、お願いします。このAEDに関する決算がありますけれども、これについてちょっと関連でお聞きしますけれども、AEDの設置場所というのはたくさんあるわけですが、蓬田村においては、AEDを設置している場所というのはどの辺になるのでしょうか。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 各課でそれぞれAEDを管理しております、役場ではまず役場、あと小・中、温泉、ふるさと総合センター、マルシェと、野球場と。申し訳ありません、私の管轄しか分からなかったのです。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 AEDはそんなにめったに使うということはない装置なのですが、なければ命に関わるという大事な用具なのですが、あまり小学校とか役場とか、距離があると借りることができないわけですね。各自治会の公民館等にこのAEDを設置できないかなというふうに以前から思っていたのですが、今日調べてみたら、セコムという会社では、大体税込みで毎月7,000円ぐらいで設置できるというふうに書いてあったので、セコムですので、外に置いても盗難とかそういうものに対しても万全なのではないかなと思うので、各自治会所有のところに設置できればと思うわけですが、どうでしょうか。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 セコムさんの話が出ましたけれども、各自治会というのは、何ていうか、管理というか盗まれるという形が一番、管理してもらうのに大変だろうと考えています。要は、役場でも警備員とかいるし、ふるさと総合センターできちんと施錠して、盗まれたりそういうことができないようになっていっていると思っていて。ただ、各自治会というのはそこまでいけるのかなというふうに思っております。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 それなので、セコムという会社が全部管理するようなシステムなので、その点は誰もいないところでもいいのではないかと。メンテナンスも全てやるということで。そういうのもあるので、ぜひ検討してもらえればと思うので質問しています。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 自治会とかの建物については、各自治会の所有でありますので、そこに  
関しては、今後ちょっと検討してみたいと思います。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。柿崎委員。

○柿崎委員 今、坂本委員のほうからのAEDの質問があって、それに答弁をいただいた  
わけではありますが、坂本委員は、元公共施設なり、自治会まで至って設備したらどうで  
しょうかという提案でございました。それはそれで、あってもいいことではあると思  
いますが、そのAEDの機材を設置するのが重要、確かに重要なのですけれども、それで  
全てが収まるわけじゃなくて、その使用方法なんですよ、問題は。幾ら設備しても使  
用の仕方が分からないと、ただの飾り物になってしまいます。

今年の、今秋にも避難訓練と災害の訓練をする予定ではございますが、そういう中に  
あって、そういう訓練の中でもってAEDの使い方をもっともっと広げないと、設備し  
ても何も役に立たないと。意外とあれ、高圧電流が流れますので、確かに音声は鳴って、  
音声のとおりやっていけばいいとはいうものの、やはり初めて使う人は怖いんです。だか  
ら、設備しても使い方を分からないとただの飾り物、無駄なことになりますので、もし  
増設を検討するのであれば、まずはそういう使い方の講習会を徹底するということが必要  
だと思いますので、その辺もよろしく検討していただきたいと思います。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、民生費、衛生費、労働費で47ページから62ペー  
ジまでの質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 51ページ、お願いしたいのですけれども、ここに国民年金情報提供システム  
通信料という項目があるので、ここに関連してちょっとお聞きしたいことがあります。  
年金生活者支援給付金というのが何かあるみたいなのですが、これはどうすればもらえ  
るのか、どういう方がもらえるのかということ、もし分かっていたら答弁をお願いした  
いのですが。

○吉田委員長 住民課長。(「休憩お願いします」の声あり)

暫時休憩します。

午前 9時58分 休憩

午前10時02分 再開

○吉田委員長 休憩を解きます。

住民課長。

○佐藤住民課長 年金のその支給の条件なのですけれども、それには老齢年金、それから障害年金、遺族年金と、3種類があるのです。

それで、老齢年金の方は65歳の方が対象で、所得が88万9,000円以下の人が該当になるということです。それから、障害年金の方は、いろいろ計算式があって支給されるものです。それから、遺族年金については、遺族の生活ということなので、旦那が死んだ人がいればその奥さんとかがもらえることになるという3種類の型があって、まず年金事務所のほうから封筒が郵送されて、それにはがきにいろいろ書面、書面というか、要綱とか書いているのですけれども、それに記入してもらってそれを郵送して、それから年金事務所のほうで受け取るという形になっているということです。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 65歳になって、3か月ぐらい前に年金事務所から請求書が来るとは思いますけれども、それをしないで、今もらっている、この年金生活者支援給付金をもらっていない人が、仮に68歳とか実際になっている場合、これを請求するということができるのでしょうか。

○吉田委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 それについては65歳からになっていますので、それは請求できるものと考えてよろしいと思っています。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 私もあまり知らなかったのですが、この年金生活者支援給付金というのがあるというのが最近分かったのですけれども、これ、ほとんど年金をもらっている人、上限はあるのですが、そういうのをほとんどの方がご存じなのではないでしょうか。その辺についてちょっとお伺いします。

○吉田委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 年に1回ですけれども、年金事務所の所長さんたちが来て、うちのほうに来庁したときに説明を受けて、その後、広報とそれからウェブのほうに、インターネ

ットのほうにも掲載されていると思います。

ただ、年金事務所が年金の管轄になっていきますので、直接というのは蓬田村ではちょっとそれは、村民の方は把握できていないのかなと思いますけれども、うちのほうの村としては、パンフレットなり広報なりに掲載して、そういうふうに制度というものは支援しているつもりでいます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。柿崎委員。

○柿崎委員 55ページをお願いいたします。上段、18節になります。放課後児童健全育成事業費補助金540万円ということで計上されております。これは私が思うところ、通称、学童保育というものとして理解しております。この540万円の、分かる範囲でいいのですが、内訳をまず簡単に説明していただきたいということと、あともう一つ何を聞いたかったかな。まず、それをお答えしていただきます。

○吉田委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 まず、540万円の内訳ですけれども、まず人数に応じての単価があります。蓬田保育園の場合は、構成児童数36人から45人のところの単位になるので、その単位で473万4,000円がまずありまして、それに開所日数に応じての単価がありまして、開所日数の部分で11万4,000円の加算があります。あと、長期休暇の間のときに、夏休みなどに開催すれば、またその部分の加算があり、そこで55万2,000円となっております。

以上です。

○吉田委員長 柿崎委員。

○柿崎委員 中身の大体の明細をお話しいただいて、ありがとうございます。この学童の保育に至っては、その面倒を見る保育士さんでいいのかな、それは1人の保育士に対して、その放課後学童に対して何人まで見られるとか、そういう規定もあるのでしょうか。

というのは、以前にも、たしか3月議会のあたりに川崎委員が以前、学童のこの児童保育を経営者側がちょっと人数がいっぱいなのでということで拒否している例がありました。拒否するのは当然いろんな事情が、経営事情があつてのことなのでしょうけれども、やはり村から540万円という高額な金額を補助して、まして村以外の方が学童に行きたいと言っているわけじゃなくて、あくまでも村の住民の子供さんが学童に行きたい。たまたま蓬田保育園に入園して卒園した子じゃない。例えば隣の外ヶ浜を卒業した方が

小学校に上がる、入学することによって、蓬田の学童に預かってほしい、そういう方をかなり拒否しているというのが私どもに来るわけです。

ですので、経営上のいろんな問題は分かるのですけれども、やはり蓬田の住民になっていて、その子供さんが拒否されるというのはちょっといただけないなという話なので、何かこの保育士1人に何人までというのがあって、保育士を雇う金額がここまでで制限されているのでちょっと無理ですという話なのか。そこを知りたくて質問しております。よろしくをお願いします。（「休憩お願いします」の声あり）

○吉田委員長 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

---

午前10時15分 再開

○吉田委員長 休憩を解きます。

健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 学童保育、放課後児童クラブに関しては、保育士に対して1人何人とかではなくて、面積、その預かるところの面積が1人幾らというのが決まっていますので、保育園で一番広いホールに受け入れられる人数に応じてやっています。保育園のほうでは大体47人ぐらい登録できるということで、2人は配置できるようにしているということで聞いております。

以上です。

○吉田委員長 柿崎委員。

○柿崎委員 ありがとうございます。大体中身的にはある程度理解できました。ただ、一旦、特に子供さんのことになると、親御さんというのはどうしてもこう、我々も子育てしてきましたけれども、一生懸命なり過ぎて熱くなる傾向があります。そこで、まずその最初のところで一旦無理ですとか拒否されちゃうと、やはりその子供さんはすぐ、子供同士で遊べばすぐ仲よくなるのですけれども、親と経営者側、保母さんとのその心のつながりの部分が少しぐちゃぐちゃして壊れちゃうんですよ。それで、最終的には拒否したものを、最終的には、お宅さんたちも困るでしょうから預かってあげますよみたいなことになったとしても、預ける親御さんはどうしてもそこに、こういうふうにもめたから、何か差別的なことが起きないのかなとか、いろんな不安を抱えますのでできる限り、経営者の苦悩も分かります、分かるところはあるのですけれども、なるべくだっ



たら補助金も出しているわけでありまして、とにかく一番は村民の、住民の子供さんであると。だから、そこは隔たりなくなるべく受け入れてほしいということを申しておきますので、その辺もいろいろご検討ください。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。久慈委員。

○久慈委員 58ページをお開きください。4款衛生費の中に、12節海岸漂流物対策推進事業ごみ運搬・収集委託料として214万5,000円掲載されるわけですがけれども、この事業はたしか漁師の方々にホタテが芳しくない、事業が芳しくないということから、漁師の漁港を通じて有志の方々に提供した事業でしたか、ちょっと確認いたします。

○吉田委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 この海岸清掃の関係に関しては、漁師ではなくて、毎年、各自治会に順番でボランティアを募ってもらって海岸清掃していただいております。その部分で海岸清掃をした部分の収集・運搬などをこの業者に委託していますので、漁師とかの関係ではなく、自治会がボランティアでやった際の収集・運搬などの経費になります。

○吉田委員長 久慈委員。

○久慈委員 今年、瀬辺地自治会が自分のところのエリアの海岸を掃除することになっていまして、私たち、自治会の役員の人たちがちょっと理解ができなかったものですから、自治会長を通じて担当者に、何ていうのですか、お伺いしたと思うのですが、この事業は今年で最終になるのでしょうか。

○吉田委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 最終ではなく、これですと順番に自治会のほうでやってもらうようにお願いして、続けていきたいと考えております。

○吉田委員長 久慈委員。

○久慈委員 蓬田村の場合、高根自治会だけが海岸沿いではないですから省かれるとは思いますが、じゃあ来年度からまた中沢、長科、阿弥陀川と、常に毎年、終わればまた最初からという感じで、ずっと継続的に清掃活動が行われるということの理解でよろしいですか。

○吉田委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 高根やぐつと町会、宮本などに関しては海岸がないので、そこは抜けるのですがけれども、ほかの残りの自治会で順番にやっていくように継続していきたい

と考えています。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に農林水産業費、商工費で62ページから71ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 67ページをお願いします。ここに蓬田第一地区基盤整備事業費2,600万円が決算されております。この土地改良事業の概要はどのようになっているのか。私は部外者でよく分からないので、着工はいつからで、完成はいつまで、総工費は幾らでしょうか。また、水田1区画の面積というのは幾らになるか、教えていただけませんか。

○吉田委員長 建設課長。

○高田建設課長 受益面積総面積が62.1ヘクタール、総事業費17億6,000万円の令和5年度から令和10年度完了予定の事業です。去年、換地等の事務手続が終わり、今年度から本工事に入ります。この今年度分、令和5年度分の負担金はその換地や測量設計委託などに対する負担金です。6年度に、今年度、工事実施に入っております。もう発注になったと思います。

以上です。(「1区画の面積」の声あり)67.1ヘクタールです。(「すみません、水田1枚の面積」の声あり)1枚の面積はその箇所、箇所で違うのですが、大体標準で5反歩ほどの圃場になる予定です。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員 65ページをお願いします。一番右のポツの上から5番目ですけれども、多面的機能支払交付金、これは通称、水土里の事業のことですけれども、この中に長寿命化事業があって、各地区200万円、交付、あるのですけれども、これ、全ての地区が今年度といいますか、前年度は受けて事業をやられたのでしょうか。お伺いします。(「すみません、ちょっと休憩をお願いします」の声あり)

○吉田委員長 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

---

午前10時28分 再開

○吉田委員長 休憩を解きます。

産業振興課長。

○高田産業振興課長 令和5年度についてですけれども、全ての地区で長寿命化事業については実施しております。ただし、高根地区については実施はしておりますけれども、予算としては令和4年度の予算を繰り越した中で実施したということでございます。

以上です。

○吉田委員長 小鹿委員。

○小鹿委員 例えばその200万円というのは、対象地区のやつだと思っただけけれども、1,600万円という枠が決まってしまうものなのか、それとも手を挙げたところの、例えば6地区が挙げれば1,200万円ですけれども、それにつけられてしまうのかということがまず1つ。

例えば、私が聞きたいのは、あくまでも蓬田村では1,600万円の事業をやっていいですよというのであれば、やれない、あるいは使えないという地区が出てきたときに、その余剰分を他のもっと必要なのですという地区で使えないのかどうかということをお伺いします。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 私の認識では、限度額が200万円、その計画が認められれば実施できるという内容になっていると認識しております。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。乳井委員。

○乳井委員 同じく、今の多面的機能支払交付金の関係であります。参加者の減少、それから役員の担い手不足、また事務員の担い手不足など大きな課題を抱えていると思います。それらを解消するためには、組織の広域化ということで村一本の組織として、この多面的機能支払交付金事業を運営できるやに聞いておりますが、村として一本でやっという考えはないのか伺います。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 委員おっしゃられるとおり、担い手の高齢化等で参加する人が不足しているという実態については、私どももひしひし感じているところです。将来を見据えて、すぐにその村一本化という場面を目指すのか、それとも関係者の深い、中沢、長科地区とか、そういう形で組織化していくのかについても、これから課題として考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 70ページをお願いします。ここにドローンの操縦資格取得補助金28万円というのがありますので、これについて質問をいたします。これは操縦資格の予算計上でしたけれども、ドローンそのものの購入というのは、どこが行って所有者は誰なのかお聞きいたします。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 ドローンの購入ですけれども、来年度の予算に向けて計上する予定としております。その購入としては村がする予定としております。

以上です。ドローンの機器です。飛ばす、本体。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 このドローンの操縦資格というふうになっていますけれども、ドローンの資格というのは、その機種によって違うというふうになっている場合もあって、どれでも操縦できるというふうにはなっていないと聞いているわけです。

ですから、これは多分、密漁対策というふうに聞いていたわけですが、どのように運営されているのかと、今述べた、その資格を取っても、機種が変わるとまた再度講習を受けて資格を取り直さなきゃならないということになると思うので、その辺をちょっと答弁をお願いします。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 ドローンですけれども、様々な分け方があります。今、蓬田村で鳥獣対策、密漁対策で免許を取得した方々は、2等の2種機体認証という形で資格を取られています。それについては、想定される、先ほど言った密漁等のためのドローン飛ばすことができる資格として取ったわけですが、農業とかによれば、農業、薬剤散布、播種とかに使う機材については大型になります。そういった場合は、その農業用だけに特化した資格をその販売メーカーとかが、資格として講習を受けて使えるようなものもございます。

様々その分け方はあるのですが、大きく分ける場面としては、そのドローンが飛ぶ場所、飛ぶ高さ、あと目で見える範囲で飛ばすとか、そういう形でも細かく分かれています。それらを条件の厳しい場所で飛ばすためには、大臣の許可とかそういうのも必要になってくるということになっています。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 この28万円についてですが、何名の方が講習を受けたのでしょうか。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 漁協のほうで3名だと記憶しております。役場の職員が取っていますが、それは別予算で産業振興課の職員が3名です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。柿崎委員。

○柿崎委員 71ページ、12節委託料の玉松海の情報館管理委託料70万1,788円計上されております。この玉松海の情報館であります。数十年前からある建物でございます。それが、私、観光協会のほうも一緒にやっていますけれども、ほとんどもう使われていない状況で、ただその管理委託だけしているという状況が続いているように感じております。

これ少し、例えばですけれども、これを国から払下げが可能であれば払い下げて、村の何か観光業に使うとか、もっと、たればの話ですけれども、例えば宿泊施設にして、1日3家族ぐらいまでをやるような小さい宿泊施設に使うとか、そういった考えはあるのか。

なぜかといいますと、あそこは蓬田の中でも最高のロケーションの場所であります。また、2階にはテラスもあって、ただその委託管理だけを受けてあのままにしておくというのは非常にもったいない。2階建ての建物にもかかわらずエレベーターまでついているというような豪華さです。それをこのまま何十年も、20年も、24年間もほったらかしにしておいて何になるのかというふうな疑問がありますので、そういった利活用というか、払い下げて利活用できるような考えはあるのでしょうか。お答え願います。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 現在のその情報館についての活用について、担当課としても十分でないという認識の中で、今回、村長が県への要望事項として上げる内容として、その海の情報館の利活用について、県知事と話し合いを持つ場面での課題項目として上げさせていただいております。

現在、村の所有でないので自由に使えるというものではないということで、その管理者のほうと今後も、地域にあるものなので、十分利活用について前向きに話、検討していきたいというふうに考えています。（「ありがとうございます」の声あり）

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。久慈委員。

○久慈委員 69ページ、お願いします。6款18節の一番下に、ホタテ親貝確保対策事業支援交付金として300万円、昨年行われたわけですがけれども、担当課のほうでは、この300万円の趣旨というのは、稚貝確保のために親貝を手放さない、そのための漁師の支援策として300万円給付されたというふうに認識しておりますけれども、結果として稚貝の確保とかそういうのは、漁港側のほうにチェックしたのでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 予算項目にあるホタテ親貝対策のほうの300万円ですがけれども、これは県のほうが指導して関係市町村から資金を募って基金を造成するという趣旨のものです。

最後の稚貝についての確保なのですが、この事業と直接すぐに結びつくものではございませんが、漁協のほうからは不足していて窮地になっているという内容は、私のところに現在届いていません。

○吉田委員長 久慈委員。

○久慈委員 事業内容が稚貝確保のそういう事業とは結びついていないということ。ちょっと休憩。

○吉田委員長 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

---

午前10時43分 再開

○吉田委員長 それでは、休憩を解きます。

産業振興課長。

○高田産業振興課長 この予算については、直接蓬田漁協に支払いするわけではなく、その被害を受けた市町村が基金を積立てするために、ホタテ振興組合のほうに支出するお金というふうになっています。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員 69ページをお願いします。ここの農林水産業費の右のほうの2番目からですか、堆肥化处理の関係が何点か項目があるのだけれども、最近、操業状況と申しますか、稼働状況の情報が何も聞こえてこないのですけれども、現在、例えば在庫がすごくあり

ますとか、あるいは堆肥の処理が順調に進んでいないですとかという、例えばそういうような情報がありましたらお願いします。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 令和5年度についてですけれども、残渣の受入れ量については平年並みだというふうに捉えております。それに伴って、堆肥の生産量についても令和4年度と同じぐらいの量になっています。

堆肥の配付量ですけれども、順調に次の年に影響のないような形で配付されているということでございます。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、土木費、消防費で72ページから78ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 74ページをお願いします。機械センターの決算がたくさん載っておりますが、新しい車庫の建設計画というのは全然聞かなくなったので、その後どのようになっているのか、ちょっとその見解をお聞きしたいと思います。

○吉田委員長 建設課長。

○高田建設課長 今現在、まだ計画は立っておりません。庁舎等の大型の事業が進んでいきますので、その辺が落ち着いてから計画に入りたいと思います。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。柿崎委員。

○柿崎委員 77ページ、お願いいたします。消防費のことなのですが、少し消防の中でもちょっとした関連に近い質問になると思いますが、先ほど農林水産業のほうでドローンの操縦資格の話が出ました。どちらで質問するか悩んだのですが、消防費のほうで質問したいと思います。

このドローンの操縦資格に補助金を出して、そのドローンの会社と提携を結んで村ではいろんな、ナマコの盗難とかそういうものに利活用していると聞いています。これは非常にいいことだと思います。それに併せて、この消防団にもぜひドローンの操縦資格者を、資格を取っていただいて、遭難、特に山の遭難、海の遭難、様々あります。そういったものにドローンというのは物すごく効果的な働きをしてくれるということで、このいろんな、消防費の中で可搬式ポンプの更新で新しくする、屯所を新しくリフォーム

して使ってもらおうということには非常に前向きに予算を持って進めているわけですが、やはりこの災害も含めて、遭難には物すごく効果があると思いますので、ぜひ前向きに消防団のほうにも、1名でも2名でもいいですので、それを複数年かけて何名に増やしますよみたいな計画をぜひ前向きに検討していただきたいと思うのですが、その辺の答弁をよろしく願いいたします。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 委員おっしゃるとおり、消防団にドローンの操縦資格を取らせるというのは非常にいいことだと思いますけれども、まず役場の担当者から進めていきたいなと今考えておりました。消防の担当者から取っていくというふうに役場のほうは検討していきたいと思っております。

○吉田委員長 柿崎委員。

○柿崎委員 今、明確に役場の職員、まず消防担当者のほうからそういう資格を取らせていきたいと。確かにそこも理解できます。ですが、そこを何とか予算を持って、並行して団員のほうからも一緒に、なるべく早い段階でそういう体制を整えていただきたいと思いますので、併せて検討をよろしく願いいたします。

以上です。

○吉田委員長 答弁は求めますか。（「一応お願いします」の声あり）

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 まず職員のほうから取って、順次いろいろ、消防団等も検討しながら、誰に取らせるかということを話し合っただけ進めていきたいと思います。（「よろしく願いします」の声あり）

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田委員長 ないようですので、次に、教育費で78ページから90ページまでの質疑を行います。川崎委員。

○川崎委員 89ページ、お願いいたします。2目の玉松台スポーツガーデン管理料ということで、12節の委託料、指定管理料で135万円、委託料が出ております。最近、球場のほう、かなり評判が悪いです、聞いています。グラウンドなり、またトイレなり、汚いというのがかなり聞こえていて、指定管理料を払っているにもかかわらずそういう状況ということは、指定されているほうで把握しているかお聞きします。



○吉田委員長 教育課長。

○八木澤教育課長 私のほうにはそのような話は入ってきていないのですが、これから指定管理のアシストさんのほうに、こちらのほうからお話ししていきたいと思いません。

○吉田委員長 川崎委員。

○川崎委員 アシストさんのほうでは、前の説明では、人がいなくて、人手不足で管理が行き届いていないという話も聞きました。ただ、指定管理料を支払いしているので、人手不足というのは、それはあり得ないと。いなければ、そのアシストの職員でもやらなければいけないというのが管理料をもらっている責任ですので、そこは強く、また今まで野球場でも評判はよかったですけれども、やはり近年、草が生えているとかそういうのはかなり言われているので、そこはもう徹底して管理していただくようお願いいたします。

○吉田委員長 答弁を求めますか。（「大丈夫です」の声あり）

ほかに質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員 これは一般会計、これで最後だと思うので、何ページということではなくて全体的な話で、昨日、坂本代表監査委員のほうから監査報告があつて、その中に毎年あるのですが、主に税のことだと思うのですが、収入未済額が当然発生します。それで、安易にその不納処理額が生じないようにというようなことで、時効の中断をなさよというようなことを今指摘しているわけですが、実際どのような対応をされているのかお伺いします。

○吉田委員長 税務課長。

○吉田税務課長 欠損金に関しては、各種税金を納付されている住民の方には、非常に心苦しいところがございます。県の指導でも、欠損金として滞納の執行停止とか進めているのですが、なかなかその該当する案件がなかなか見つからないというところも、現在そういう状況です。

我々としては基本的な考えは変わらないのですが、やはり滞納者には払ってもらうようにこれからも、現在、夜間訪問とか実施しております、それをまた強化しながら、接触しないとなかなか取れないので、そういうところはもう電話催促とか進めながら、これから徴収していこうと考えております。

以上です。

○吉田委員長 小鹿委員。

○小鹿委員 村民の中にはこの不納処理額というのに対して非常に気をつけて見ている人がいます。そういうことですので、できるだけこの額が少なくなるように、みんなで検討して対応してください。回答は要りません。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 83ページのエアコン関係の決算について、関連ですが、今年のエアコンの設置状況というのはどのようになっているのか、答弁をお願いします。

○吉田委員長 教育課長。

○八木澤教育課長 小学校のほうは今、エアコンのほうは9月1日より正式に稼働しております。稼働をしてからですけれども、同じ日、同じ時間帯に、4時間目が終わった後、全教室のほうで温度を測ってもらいました。大体人数によっても、場所によっても違うのですけれども、大体25度から28度ということで、快適に授業を受けているということでした。

中学校のほうに関しましては、今現在、順調には進んでおりますけれども、キュービクルの入荷待ちという状態です。いずれにしても11月、遅くとも12月には設置できる予定になっています。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 だから、子供たちが小学校について、いやあ、涼しいと言って帰ってきましたので、ありがとうございました。

○吉田委員長 ほかに質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、91ページ、災害復旧費から予備費までの質問を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第44号令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○吉田委員長 起立多数です。よって、議案第44号令和5年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩したいと思います。

午前10時57分 休憩

---

午前11時10分 再開

○吉田委員長 休憩を取り消します。

議案第45号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第45号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定するのに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○吉田委員長 起立全員です。よって、議案第45号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものといたしました。

次に、議案第46号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第46号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○吉田委員長 起立多数です。よって、議案第46号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第47号令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○吉田委員長 起立全員です。よって、議案第47号令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第48号令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○吉田委員長 起立多数です。よって、議案第48号令和5年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるのを議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第49号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるのを採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○吉田委員長 起立多数です。よって、議案第49号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時13分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月21日

決算特別委員長 吉田 勉